職長 安全衛生責任者教育

申し込み受付中

職長 安全衛生責任者教育とは

職長とは「作業中の労働者を直接指揮、または監督するもの」で、「監督」「班長」「主任」「リーダー」「作業長」などの方にあたります。職長は、労働者の健康と安全を確保する上で大変重要な立場にあるため、労働安全衛生法第60条により、事業者は職長等に対し安全衛生教育（職長教育）を行うよう規定されています。

※日程等についてはお気軽にご相談ください。

事　項	安全衛生責任者教育
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 1. 作業手順の定め方 2. 労働者の適正な配置の方法	2時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 1. 指導及び教育の方法 2. 作業中における監督及び指示の方法	2時間30分
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 1. 危険性又は有害性等の調査の方法 2. 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 3. 設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間
異常時等における措置に関すること 1. 異常時における措置 2. 災害発生時における措置	1時間30分
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 1. 作業に係る設備及び作業場の保守管理の方法 2. 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間
安全衛生責任者の職務等 1. 安全衛生責任者の役割 2. 安全衛生責任者の心構え 3. 労働安全衛生関係法令等の関係条項	1時間
総括安全衛生管理の進め方 1. 安全施工サイクル 2. 安全工程打合せの進め方 3. 労働安全衛生関係法令等の関係条項	1時間

講習時間	計14時間	料 金	14,000円

宮崎県公安委員会指定 宮崎労働局長登録教習機関

東九州自動車学校

延岡市土々呂町5丁目2621番地 TEL0982-37-0727

0120-59-8704

Higashi Kyushu ひがきゅう